【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年11月26日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山　邦男
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	三島　克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	チャイナ・フロンティアオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年11月27日から平成28年11月24日まで) 2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

チャイナ・フロンティアオープン
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「フロンテ」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載

の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成27年11月27日から平成28年11月24日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金
ありません。
ロ　わが国以外の地域における募集
ありません。
ハ　お申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が中国の取引所の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- **ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。**
- **受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。**
- **ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。**
- **振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。**

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、中国の取引所上場株式等を主要投資対象とし、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された指数（以下「合成指数」といいます。）をベンチマークとして、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	株式　一般	目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（合成指数）	目論見書または信託約款において、委託会社が定める合成指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型･追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類

単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	あり なし	日経225 TOPIX その他 （合成指数）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成14年１月31日　　信託契約締結、設定、運用開始。
（設定時の委託会社はスミセイ グローバル投信株式会社）

平成14年12月１日　　三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

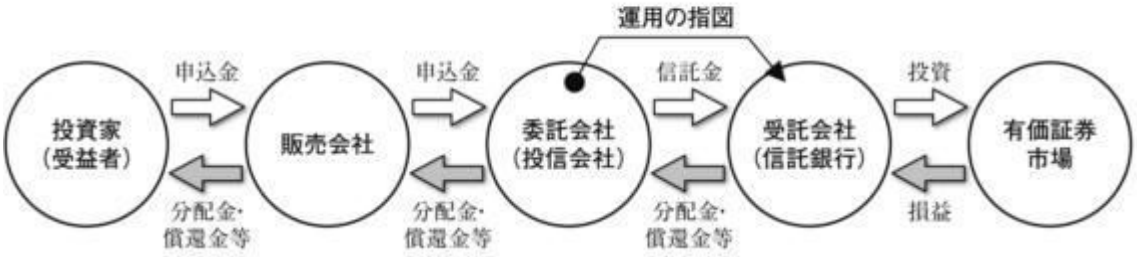

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成27年 9月30日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年７月15日　三生投資顧問株式会社設立
昭和62年２月20日　証券投資顧問業の登録
昭和62年６月10日　投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年１月１日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成25年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

（ハ）大株主の状況

（平成27年 9月30日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（%）
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	7,056	40.0

住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目１番１号	882	5.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、中国の取引所上場株式等を主要投資対象とし、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された合成指数をベンチマークとして、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として中国の取引所に上場している株式の中から、ＭＳＣＩチャイナ指数、上海Ｂ株指数および深センＢ株指数に採用されている銘柄を中心に投資し、合成指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）組入銘柄の値動きなどによる当初の合成指数の配分割合（70：15：15）からのかい離等を修正するため、ファンドのアセットは原則として１ヵ月に一度みなおします。

（ハ）株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、ファンドの資金動向等により、現物株式の組入れによらず、投資信託、先物およびオプション取引等（店頭取引を含みます。）を利用して実質的な組入比率を高位に調整することがあります。

（ニ）外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

（ホ）設定当初のポートフォリオ構築時、ファンドの追加・解約に伴う資金変動、為替相場の変動、株式の売買に伴う費用などから、基準価額の値動きが対象とする合成指数の動きと連動しない場合があります。

なお、ファンドの資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができないことがあります。

《ファンドの特色》

１．今後の成長と拡大が期待される中国株式に投資します。

投資対象とする株式は、ＭＳＣＩチャイナ指数、上海Ｂ株指数および深センＢ株指数に採用されている銘柄を中心とします。

深センB株指数

深センB株とは、深セン証券取引所に上場している株式のうち、主に中国国外投資家を対象に香港ドル建てで取引される株式のことです。深センB株指数は、深センB株全銘柄を時価総額で加重平均し、指数化したものです（基準日：1992年2月28日）。

上海B株指数

上海B株とは、上海証券取引所に上場している株式のうち、主に中国国外投資家を対象に米国ドル建てで取引される株式のことです。上海B株指数は、上海B株全銘柄を時価総額で加重平均し、指数化したものです（基準日：1992年2月21日）。

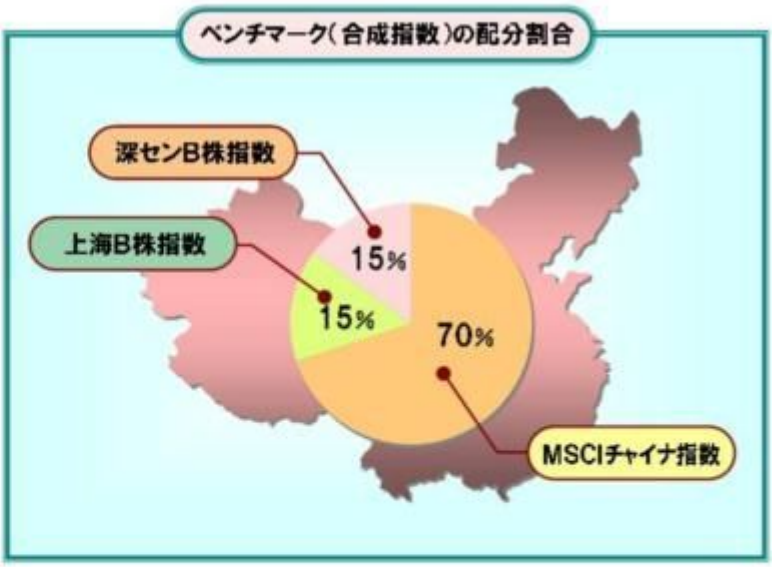

MSCIチャイナ指数

MSCIインクが開発した株価指数であり、中国の株式市場の動きを捉える指数で、香港ドル建て表示です。指数採用銘柄は、香港のH株、レッドチップ、ハンセン指数採用銘柄に加えて、上海および深センのB株が対象となっております。採用銘柄および採用銘柄数は変更されることがあります。なお、MSCIインクは当ファンドの運営に何ら関与するものではなく、当ファンドの運用結果に対し一切の責任を負いません。

２．合成指数に連動した投資成果を目指します。
組入銘柄の値動きなどによる合成指数の配分割合からのカイ離等を修正するため、ファンドのアセットは原則として１ヵ月に一度見直します。
※ファンドの追加・解約に伴う資金変動、為替相場の変動、株式の売買に伴う費用などから、基準価額の値動きが対象とする合成指数の動きと連動しない場合があります。

３．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
ファンドの資金動向等によっては、現物株式の組入れによらず、投資信託、先物およびオプション取引等（店頭取引を含みます。）を利用して実質的な組入比率を高位に調整することがあります。

４．外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔ＭＳＣＩチャイナ指数にかかる免責条項〕

当ファンドは、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。ＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩインクが独占的に所有しています。ＭＳＣＩインクおよびＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩインクおよびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているＭＳＣＩ指数の能力に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明または保証を行いません。ＭＳＣＩインクとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、ＭＳＣＩ指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行会社あるいは所有者にかかわらず、ＭＳＣＩインクにより決定、作成、および計算されています。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ＭＳＣＩ指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行会社または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの所有者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

ＭＳＣＩインクは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および完全性について保証するものではありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数およびそれに含まれるデータに関し、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、ＭＳＣＩインク、ＭＳＣＩインクの関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人も、ＭＳＣＩインクの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめＭＳＣＩインクに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるＭＳＣＩインクのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人も、事前にＭＳＣＩインクの書面による許諾を得ることなくＭＳＣＩインクとの関係を一切主張することはできません。

（２）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

１．有価証券
２．デリバティブ取引にかかる権利
３．金銭債権
４．約束手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

イ　運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕

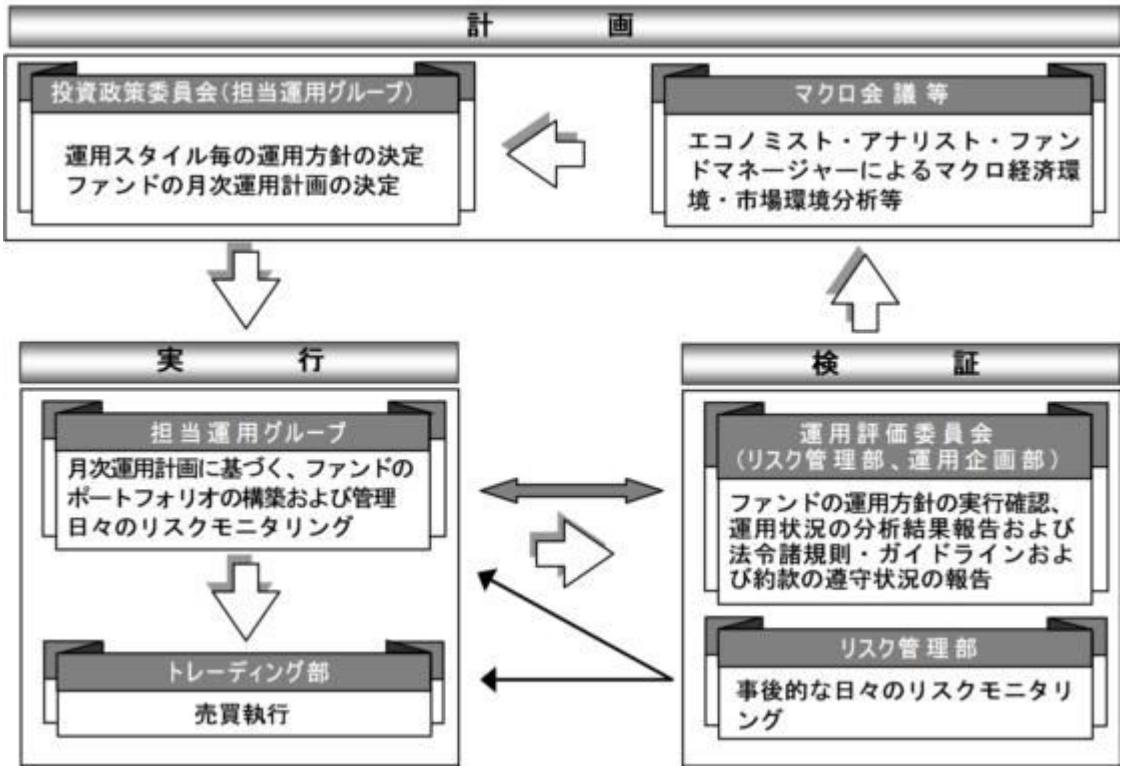

※リスク管理部は９名程度、運用企画部は９名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、

信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（８月31日。ただし、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

イ　分配対象収益の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ　分配金額は、配当等収益を中心に委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。

ロ　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

ハ　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ニ　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

ホ　投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ　信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ　先物取引等の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取

引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ、ニに掲げるものをいいます。以下同じ。）等を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ　スワップ取引の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ホ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ホ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ヘ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ト）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定め

た金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（チ）「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ　有価証券の貸付けの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないこととします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　公社債の空売りの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）公社債の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ　公社債の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

リ　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる

場合には、制約されることがあります。

ヌ　外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の対円での為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ル　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヲ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

III　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

なお、海外の取引所によっては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあり、そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。

（ヘ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（ト）インデックスに連動しない要因・留意点

当ファンドは、ＭＳＣＩチャイナ指数70%、上海Ｂ株指数15%および深センＢ株指数15%の割合で合成された指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価

証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスに連動しないことがあります。

（チ）換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ　投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

※左グラフは2010年10月～2015年9月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。
※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>
日 本 株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）
日本国債・・・NOMURA－BPI（国債）
先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX（配当込み）」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
「MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
「NOMURA－BPI（国債）」は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
「シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）」は、J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に年1.404%（税抜き1.3%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。
信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
信託報酬の実質的配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.6%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.1%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、委託会社の負担とし、信託財産からは支弁されません。
ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

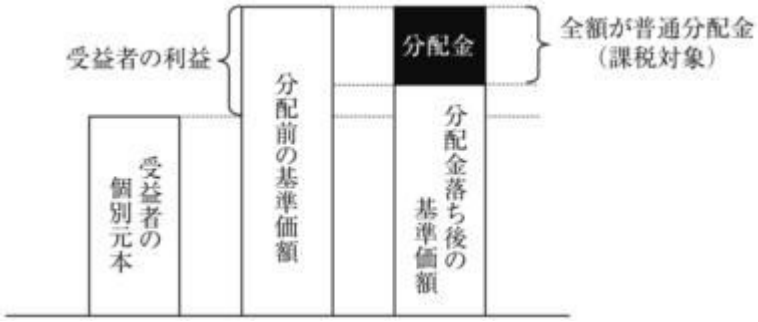

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

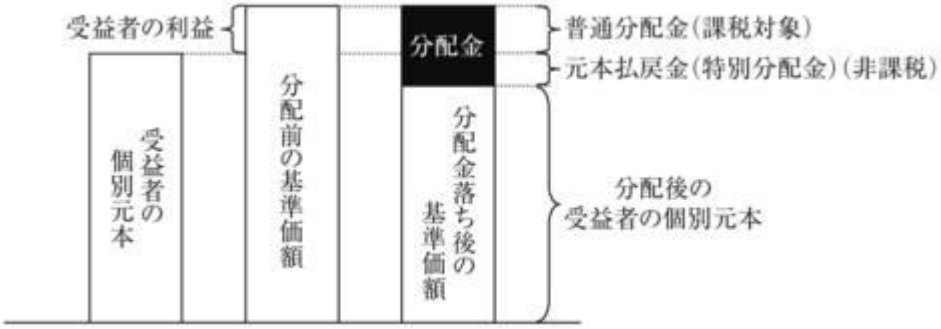

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能となる予定です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年１月１日から年間120万円となる予定です。）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、0歳から19歳の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」が新たに創設され、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成27年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成27年 9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	中国	235,120,625	60.56
	香港	77,858,782	20.05
	ケイマン諸島	52,345,100	13.48

	バミューダ	7,451,094	1.92
	小計	372,775,601	96.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	15,467,726	3.98
合計(純資産総額)		388,243,327	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ　主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成27年 9月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	15,600	2,023.23	31,562,481	1,970.60	30,741,422	7.92
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	18,500	1,421.06	26,289,684	1,424.93	26,361,279	6.79
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	252,000	83.12	20,948,155	78.94	19,894,896	5.12
中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	銀行	224,000	69.96	15,673,190	68.11	15,257,088	3.93
中国	株式	BANK OF CHINA LTD	銀行	237,000	54.95	13,024,098	51.08	12,106,908	3.12
中国	株式	PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LT	保険	15,000	582.04	8,730,720	589.01	8,835,210	2.28
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO.	保険	21,000	418.73	8,793,414	410.99	8,630,874	2.22
中国	株式	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	エネルギー	79,500	104.96	8,344,717	95.72	7,610,382	1.96
中国	株式	CHINA MERCHANTS PROPERTY DEVELOPMENT CO	不動産	19,250	352.94	6,794,172	372.29	7,166,659	1.85
中国	株式	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBI-B	自動車・自動車部品	34,200	191.79	6,559,464	184.21	6,300,050	1.62
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	49,000	143.03	7,008,725	115.17	5,643,389	1.45
中国	株式	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	エネルギー	75,200	80.18	6,030,017	69.35	5,215,150	1.34
中国	株式	PETROCHINA CO LTD	エネルギー	62,000	100.46	6,228,842	80.34	4,981,154	1.28
中国	株式	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	不動産	13,500	318.61	4,301,286	323.89	4,372,542	1.13
中国	株式	JIANGLING MOTORS CORP LTD-B	自動車・自動車部品	11,500	353.71	4,067,757	365.01	4,197,712	1.08
香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND&INVEST	不動産	10,720	358.36	3,841,640	352.16	3,775,262	0.97
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK- H	銀行	13,004	282.35	3,671,747	278.02	3,615,382	0.93
中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	保険	7,600	434.21	3,300,026	438.08	3,329,438	0.86
中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	銀行	68,000	47.67	3,242,131	44.89	3,052,656	0.79
中国	株式	YANTAI CHANGYU PIONEER-B	食品・飲料・タバコ	7,770	375.69	2,919,186	362.07	2,813,340	0.72
中国	株式	LAO FENG XIANG CO LTD-B	耐久消費財・アパレル	5,600	446.61	2,501,022	478.64	2,680,386	0.69

香港	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	電気通信サービス	18,000	160.06	2,881,138	147.83	2,661,012	0.69
中国	株式	SHANGHAI ZHENHUA HEAVY INDUSTRY CO LTD-B	資本財	42,900	62.97	2,701,799	57.94	2,485,655	0.64
中国	株式	CSG HOLDING CO LTD-B	素材	25,700	96.90	2,490,453	91.33	2,347,232	0.60
中国	株式	PICC PROPERTY & CASUALTY - H	保険	10,000	237.46	2,374,632	229.10	2,291,040	0.59
ケイマン諸島	株式	HENGAN INTERNATIONAL GROUP CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	2,000	1,177.25	2,354,508	1,133.91	2,267,820	0.58
香港	株式	CHINA TELECOM CORP LTD	電気通信サービス	40,000	63.46	2,538,720	56.50	2,260,080	0.58
中国	株式	BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H	銀行	26,670	87.30	2,328,483	82.19	2,192,242	0.56
中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	資本財	14,000	148.60	2,080,512	145.66	2,039,335	0.53
中国	株式	GUANGDONG ELECTRIC POWER-B	公益事業	26,920	76.78	2,066,939	75.23	2,025,267	0.52

ロ　種類別・業種別の投資比率

平成27年 9月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	7.17
		素材	4.25
		資本財	7.77
		商業・専門サービス	0.55
		運輸	3.79
		自動車・自動車部品	5.02
		耐久消費財・アパレル	4.06
		消費者サービス	0.78
		小売	0.56
		食品・生活必需品小売り	0.68
		食品・飲料・タバコ	3.14
		家庭用品・パーソナル用品	0.58
		ヘルスケア機器・サービス	0.98
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.37
		銀行	15.68
		各種金融	1.41
		保険	6.97
		不動産	7.20
		ソフトウェア・サービス	8.36
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.67
		電気通信サービス	8.20
		公益事業	4.23
		半導体・半導体製造装置	0.57
合計			96.02

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5期 (平成18年 8月31日)	2,362,994,781	2,412,507,785	15,701	16,030
第6期 (平成19年 8月31日)	4,453,920,641	4,508,361,701	33,216	33,622
第7期 (平成20年 9月 1日)	2,257,428,538	2,324,704,521	21,878	22,530
第8期 (平成21年 8月31日)	1,699,014,522	1,731,301,040	20,117	20,499
第9期 (平成22年 8月31日)	1,516,833,062	1,545,580,788	20,472	20,860
第10期 (平成23年 8月31日)	972,185,523	998,630,642	17,389	17,862
第11期 (平成24年 8月31日)	627,250,644	648,447,464	15,358	15,877
第12期 (平成25年 9月 2日)	555,780,412	571,130,845	21,253	21,840
第13期 (平成26年 9月 1日)	441,912,394	454,460,704	24,617	25,316
第14期 (平成27年 8月31日)	412,568,900	423,870,328	26,868	27,604
平成26年 9月末日	443,970,918	—	25,108	—
10月末日	439,380,717	—	25,162	—
11月末日	480,879,605	—	27,876	—
12月末日	492,471,316	—	28,768	—
平成27年 1月末日	494,535,924	—	29,004	—
2月末日	506,090,035	—	29,977	—
3月末日	515,870,201	—	30,932	—
4月末日	601,498,348	—	36,573	—
5月末日	641,977,490	—	38,281	—
6月末日	570,215,854	—	34,906	—
7月末日	498,815,035	—	31,850	—
8月末日	412,568,900	—	26,868	—
9月末日	388,243,327	—	25,643	—

②【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第5期	平成17年 9月 1日～平成18年 8月31日	329
第6期	平成18年 9月 1日～平成19年 8月31日	406
第7期	平成19年 9月 1日～平成20年 9月 1日	652
第8期	平成20年 9月 2日～平成21年 8月31日	407
第9期	平成21年 9月 1日～平成22年 8月31日	388
第10期	平成22年 9月 1日～平成23年 8月31日	473
第11期	平成23年 9月 1日～平成24年 8月31日	519
第12期	平成24年 9月 1日～平成25年 9月 2日	587
第13期	平成25年 9月 3日～平成26年 9月 1日	699
第14期	平成26年 9月 2日～平成27年 8月31日	736

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5期	42.2
第6期	114.1
第7期	△32.2
第8期	△6.3
第9期	3.7
第10期	△12.7
第11期	△8.7
第12期	42.2
第13期	19.1
第14期	12.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
第5期	121,208,844	316,228,014
第6期	118,571,033	282,612,762
第7期	51,627,436	360,700,012
第8期	19,578,827	206,839,016
第9期	5,304,593	108,963,869
第10期	4,830,632	186,657,967
第11期	6,427,905	157,104,773
第12期	3,132,738	150,042,782
第13期	1,037,348	83,025,848
第14期	8,433,323	34,399,334

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

基準日2015年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2015年8月	736円
2014年9月	699円
2013年9月	587円
2012年8月	519円
2011年8月	473円
設定来累計	5,610円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

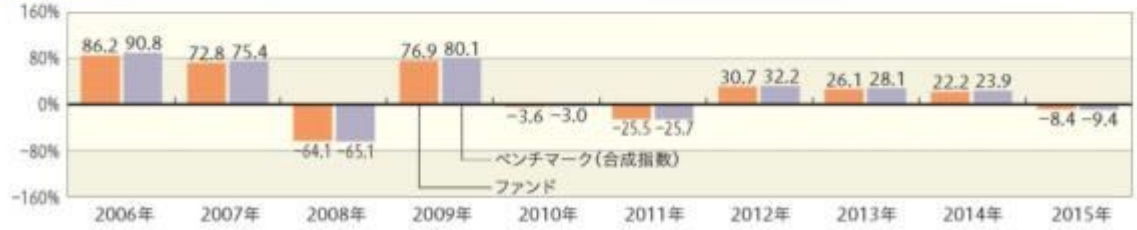

※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
※2015年の収益率は、年初から2015年9月30日までの騰落率を表示しています。
※ベンチマーク(合成指数)の情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者

が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日が中国の取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日
取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

イ　信託契約の一部解約
受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
ただし、中国の取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。
一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

ロ　受益権の買取請求

受益者は、自己に帰属する受益権につき、お買付けの販売会社に買い取るよう請求することができます（ただし、販売会社によっては、買取請求の受付けを行わない場合があります。お買付けの販売会社にご確認ください。）。
また、中国の取引所の休業日に当たる場合には、買取請求の受付けは行いません。
買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を差し引いた額となります。
実際の買取価額は、お買付けの販売会社にお問い合わせください。
取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買取請求の受付けを中止することおよび既に受け付けた買取請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「フロンテ」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成14年１月31日から下記「（５）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年９月１日から翌年８月31日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の１または５億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　買取請求権

受益者は、販売会社に、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ホ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期（平成26年 9月 2日から平成27年 8月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第13期 （平成26年 9月 1日現在）	第14期 （平成27年 8月31日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	341,877	1,159,136
コール・ローン	31,921,981	27,885,925
株式	424,363,375	398,605,804
未収入金	2,697,506	-
未収配当金	152,676	93,390
未収利息	17	7
流動資産合計	459,477,432	427,744,262
資産合計	459,477,432	427,744,262
負債の部		
流動負債		
未払金	715,153	-
未払収益分配金	12,548,310	11,301,428
未払解約金	1,262,750	13,909
未払受託者報酬	233,763	296,934
未払委託者報酬	2,805,062	3,563,091
流動負債合計	17,565,038	15,175,362
負債合計	17,565,038	15,175,362
純資産の部		
元本等		
元本	179,518,027	153,552,016
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	262,394,367	259,016,884
元本等合計	441,912,394	412,568,900
純資産合計	441,912,394	412,568,900
負債純資産合計	459,477,432	427,744,262

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自　平成25年 9月 3日 至　平成26年 9月 1日	第14期 自　平成26年 9月 2日 至　平成27年 8月31日
営業収益		
受取配当金	13,415,008	12,183,764
受取利息	3,066	1,479
有価証券売買等損益	59,991,885	△6,858,968
為替差損益	27,010,065	68,426,086
その他収益	1,362	-
営業収益合計	100,421,386	73,752,361
営業費用		
受託者報酬	514,069	550,561
委託者報酬	6,168,696	6,606,486
その他費用	6,744,248	4,972,052
営業費用合計	13,427,013	12,129,099
営業利益又は営業損失（△）	86,994,373	61,623,262
経常利益又は経常損失（△）	86,994,373	61,623,262
当期純利益又は当期純損失（△）	86,994,373	61,623,262
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,141,218	24,476,515
期首剰余金又は期首欠損金（△）	294,273,885	262,394,367
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,263,430	21,953,859
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,263,430	21,953,859
剰余金減少額又は欠損金増加額	93,447,793	51,176,661
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	93,447,793	51,176,661
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	12,548,310	11,301,428
期末剰余金又は期末欠損金（△）	262,394,367	259,016,884

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第14期 自 平成26年 9月 2日 至 平成27年 8月31日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（1）外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 （2）計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成26年 9月 2日から平成27年 8月31日までとなっております。

（追加情報）

第14期 自 平成26年 9月 2日 至 平成27年 8月31日				
貸借対照表の資産の部に計上されている株式のうち下表の５銘柄については、売買停止となったため、それぞれの直近の売買最終価格で評価する一方、当社の定めた売買停止銘柄の評価に関する規定に基づき観察対象銘柄に指定し、期末現在もモニタリングを行っておりました。				
銘柄名	売買停止日	市場指数	評価額	組入比率
Shenzhen Chiwan Wharf Holdings Ltd.	平成27年4月23日	深センＢ株指数	1,769,071円	0.4%
HANERGY THIN FILM POWER GROUP-H	平成27年5月21日	MSCIチャイナ指数	1,599,033円	0.4%
HANGZHOU STEAM TURBINE CO-B	平成27年5月29日	深センＢ株指数	1,907,882円	0.5%
Konka Group Co., Ltd.	平成27年6月12日	MSCIチャイナ指数	2,982,704円	0.7%
FOSHAN HUAXIN PACKAGING-B	平成27年6月23日	深センＢ株指数	714,654円	0.2%
その後、平成27年7月上旬から８月下旬に市場指数が大幅下落した状況に鑑み、一般社団法人投資信託協会「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第15条第３項但書に従い、委託会社としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める価格により評価しております。 具体的には、売買停止日以降、各売買停止銘柄の属する市場の指数が一定率以上下落したことをうけ、当社の定めた売買停止銘柄の評価に関する規定に基づき、それぞれの直近の売買最終価格による評価から、直近の売買最終価格を基に市場指数の騰落率に連動した価格（但し、直近の売買最終価格で評価した額を超えない価額）を合理的事由をもって認める評価価格としております。				

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第13期 （平成26年 9月 1日現在）	第14期 （平成27年 8月31日現在）
１．　当計算期間の末日における受益権の総数	179,518,027口	153,552,016口
２．　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　2.4617円 (10,000口当たりの純資産額　24,617円)	1口当たり純資産額　2.6868円 (10,000口当たりの純資産額　26,868円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第13期 自 平成25年 9月 3日 至 平成26年 9月 1日	第14期 自 平成26年 9月 2日 至 平成27年 8月31日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,596,517円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（37,369,800円）、および分配準備積立金（321,863,518円）より、分配対象収益は369,829,835円（1万口当たり20,601.26円）であり、うち12,548,310円（1万口当たり699円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,519,064円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（45,639,398円）、および分配準備積立金（260,062,302円）より、分配対象収益は314,220,764円（1万口当たり20,463.47円）であり、うち11,301,428円（1万口当たり736円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第14期 自 平成26年 9月 2日 至 平成27年 8月31日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第14期 （平成27年 8月31日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第13期（自 平成25年 9月 3日　至 平成26年 9月 1日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	50,272,167円
合計	50,272,167円

第14期（自 平成26年 9月 2日　至 平成27年 8月31日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△34,339,841円
合計	△34,339,841円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項　目	第13期 （平成26年 9月 1日現在）	第14期 （平成27年 8月31日現在）
期首元本額	261,506,527円	179,518,027円
期中追加設定元本額	1,037,348円	8,433,323円
期中一部解約元本額	83,025,848円	34,399,334円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

			評価額	

通 貨	銘 柄	株 数	単価	金額	備考
米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL-B	79,500	0.87	69,562.50	
	DANHUA CHEMICAL TECHNOLOGY-B	6,600	0.53	3,544.20	
	HUAXIN CEMENT CO LTD-B	14,400	0.65	9,417.60	
	INNER MONGOLIA EERDUOSI RESOURSES CO-B	12,000	0.80	9,600.00	
	SHANGHAI CHLOR-ALKALI CHEM-B	12,000	0.59	7,104.00	
	SYP GLASS GROUP CO LTD-B	6,200	0.55	3,447.20	
	HUANGSHI DONGBEI ELEC-B	3,500	1.15	4,035.50	
	SGSB GROUP CO LTD	7,300	0.87	6,416.70	
	SHANGHAI AUTOMATION INSTR-B	3,400	1.08	3,689.00	
	SHANGHAI DIESEL ENGINE CO-B	9,940	0.69	6,938.12	
	SHANGHAI HIGHLY GROUP CO-B	8,200	0.62	5,141.40	
	SHANGHAI LINGYUN INDUSTRIES	5,600	0.71	4,020.80	
	SHANGHAI MATERIAL TRADING-B	3,700	0.73	2,734.30	
	SHANGHAI MECHANICAL AND ELECTRICAL	6,000	2.26	13,590.00	
	SHANGHAI SHIBEI HITECH CO LTD-B	6,600	0.71	4,692.60	
	SHANGHAI WAIGAOQIAO FTZ-B	5,500	2.01	11,055.00	
	SHANGHAI ZHENHUA HEAVY INDUSTRY CO LTD-B	42,900	0.52	22,522.50	
	SINO KAMA CO LTD-B	7,000	0.87	6,153.00	
	SHANGHAI YOUNGSUN INVEST-B	4,300	1.87	8,071.10	
	DAZHONG TRANSPORTATION GRP-B	14,700	0.91	13,435.80	
	HAINAN AIRLINES CO-B	11,100	0.61	6,771.00	
	JINZHOU PORT CO LTD-B	7,200	0.52	3,751.20	
	SHANGHAI JIN JIANG INTL IND INV CO-B	4,700	1.33	6,293.30	
	DOUBLE COIN HOLDINGS, LTD.	7,100	0.88	6,290.60	
	JINSHAN DEVELOPMENT AND CONSTRUCTION-B	5,300	0.71	3,794.80	
	LAO FENG XIANG CO LTD-B	5,600	3.72	20,848.80	
	SHANGHAI HAIXIN GROUP CO-B	15,600	0.59	9,235.20	
	SHANGHAI KAIKAI	2,900	0.92	2,688.30	
	ZHONGLU CO LTD	2,390	2.33	5,590.21	
	HUANGSHAN TOURISM DEVELOP-B	5,400	1.53	8,278.20	
	SHANGHAI JINJIANG INTL HOTELS DEVELOP-B	4,300	2.54	10,926.30	
	SHANGHAI JINJIANG INTL TRAVEL CO LTD -B	1,900	3.10	5,907.10	
	SHANGHAI BAILIAN GROUP-B	5,000	1.65	8,255.00	
	SHANGHAI GREENCOURT INVESTMENT GROUP-B	10,100	0.54	5,484.30	
	SHANGHAI DINGLI TECHNOLOGY DEV -B	5,800	0.96	5,614.40	
	SHANGHAI SHENQI PHARMACEUTICAL INVEST-B	2,040	1.75	3,570.00	
	SHANGHAI JINQIAO EXPORT PRO	7,500	1.50	11,295.00	
	SHANGHAI LUJIAZUI FIN&TRAD-B	13,500	2.65	35,856.00	
	SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE-B	3,200	3.06	9,814.40	
	EASTERN COMMUNICATIONS CO-B	8,900	0.66	5,900.70	
	SHANGHAI POTEVIO CO LTD-B	3,900	1.00	3,907.80	

	SVA ELECTRON CO LTD-B	11,400	0.59	6,828.60	
	HUADIAN ENERGY CO LTD-B	12,900	0.60	7,791.60	
米ドル 小計		417,070		409,864.13 (49,667,335)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY COMPANY - H	13,000	3.70	48,100.00	
	CHINA OILFIELD SERVICES-H	6,000	8.44	50,640.00	
	CHINA PETROLEUM&CHEMICAL-H	75,200	5.18	389,536.00	
	CHINA SHENHUA ENERGY COMPANY LIMITED -H	10,000	13.58	135,800.00	
	CNOOC LTD	54,000	9.24	498,960.00	
	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	12,000	5.41	64,920.00	
	PETROCHINA CO LTD	64,000	6.49	415,360.00	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	6,000	3.90	23,400.00	
	ALUMINUM CORP OF CHINA LTD	18,000	2.63	47,340.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	4,500	22.95	103,275.00	
	BBMG CORPORATION - H	6,500	5.05	32,825.00	
	BENGANG STEEL PLATES CO-B SH	16,000	2.83	45,280.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL CO LTD	12,000	4.58	54,960.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT HOLDINGS LIMITED	10,000	3.85	38,500.00	
	CSG HOLDING CO LTD-B	25,700	6.26	160,882.00	
	FOSHAN HUAXIN PACKAGING-B	6,700	6.82	45,694.00	
	FOSUN INTERNATIONAL	5,000	13.32	66,600.00	
	HUBEI SANONDA CO LTD-B	9,100	6.82	62,062.00	
	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	4,000	10.06	40,240.00	
	NINE DRAGONS PAPER HOLDINGS	7,000	4.45	31,150.00	
	SHANDONG CHENMING PAPER IN-B	16,100	4.12	66,332.00	
	SINOPEC SHANGHAI PETROCHEMICAL COMPANY L	16,000	2.92	46,720.00	
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	17,250	1.99	34,327.50	
	AVICHINA INDUSTRY & TECH CO	8,000	5.73	45,840.00	
	BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LIMITED	1,500	45.75	68,625.00	
	CHANGCHAI CO LTD-B	5,300	4.64	24,592.00	
	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	14,000	9.60	134,400.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	2,000	17.72	35,440.00	
	CHINA FANGDA GROUP CO LTD-B	11,400	5.15	58,710.00	
	CHINA INTERNATIONAL MARINE CONTAINERS-H	2,200	13.64	30,008.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	11,000	7.25	79,750.00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION CORP-H	5,500	10.66	58,630.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INTL HLDGS LTD	6,000	10.66	63,960.00	
	CITIC LIMITED	6,000	14.52	87,120.00	
	CRRC CORP LTD-H	11,600	9.63	111,708.00	
	DALIAN REFRIGERATION EQU-B	4,000	7.51	30,040.00	
	FOSHAN ELECTRICAL AND LIGHTING CO.,LTD.	9,920	5.27	52,278.40	
	HAITIAN INTERNATIONAL HOLDINGS LTD	2,000	13.68	27,360.00	

HANGZHOU STEAM TURBINE CO-B	10,580	11.53	121,987.40	
SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY LIMITED	8,000	4.49	35,920.00	
SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG LTD	2,000	19.68	39,360.00	
SINOPEC ENGINEERING GROUP-H	5,000	6.82	34,100.00	
WAFANGDIAN BEARING CO LTD-B	5,500	5.50	30,250.00	
WEICHAI POWER CO	3,600	8.39	30,204.00	
ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD	1,500	51.85	77,775.00	
CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	9,000	10.70	96,300.00	
AIR CHINA/HONG KONG	6,000	5.76	34,560.00	
BEIJING CAPITAL INTL AIRPORT-H	6,000	8.34	50,040.00	
CHINA COSCO HOLDINGS COMPANY LIMITED -H	8,425	4.94	41,619.50	
CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTERNATIONAL C	4,000	24.85	99,400.00	
CHINA SHIPPING CONTAINER LINES CO LTD-H	13,350	3.11	41,518.50	
CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	4,000	5.04	20,160.00	
COSCO PACIFIC LIMITED	6,000	10.20	61,200.00	
GUANGDONG PROVINCIAL EXPR-B	12,000	3.57	42,840.00	
JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	4,000	9.09	36,360.00	
SHANDONG AIRLINES CO LTD-B	4,700	15.90	74,730.00	
SHENZHEN CHIWAN PETROLEUM-B	3,800	14.00	53,200.00	
SHENZHEN CHIWAN WHARF HLDG-B	7,200	15.71	113,112.00	
SINOTRANS LIMITED	6,000	3.74	22,440.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY CO-H	6,000	8.24	49,440.00	
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	10,000	9.35	93,500.00	
BYD CO LTD-H	2,100	32.55	68,355.00	
CHONGQING CHANGAN AUTOMOBI-B	34,200	12.39	423,738.00	
DONGFENG MOTOR CORPORATION	10,000	7.53	75,300.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	15,000	3.29	49,350.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED	3,500	20.80	72,800.00	
GUANGZHOU AUTOMOBILE GROUP CO LTD-H	8,558	5.56	47,582.48	
JIANGLING MOTORS CORP LTD-B	11,500	22.85	262,775.00	
WEIFU HIGH-TECHNOLOGY GROUP CO-B	5,800	20.93	121,394.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LIMITED	3,000	19.18	57,540.00	
CHENGDE DIXIAN TEXTILE CO	15,000	2.89	43,350.00	
FIYTA HOLDINGS LTD	2,900	7.48	21,692.00	
HAIER ELECTRONICS GROUP CO	3,000	13.84	41,520.00	
HEFEI MEILING CO LTD-B	5,780	4.72	27,281.60	
KONKA GROUP CO LTD-B	16,300	11.70	190,710.00	
LUTHAI TEXTILE CO LTD - B	13,300	9.73	129,409.00	
MATSUNICHI COMMUNICATION HOLDINGS LTD	4,000	6.73	26,920.00	
SHENZHEN TEXTILE HLDG-B	1,800	7.04	12,672.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	2,000	38.45	76,900.00	
TSANN KUEN(CHINA)ENT CO-B	6,350	6.77	42,989.50	

WUXI LITTLE SWAN CO-B	6,400	16.14	103,296.00	
BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	14,000	7.02	98,280.00	
GOME ELECTRICAL APPLIANCES HOLDINGS LTD	40,280	1.27	51,155.60	
SHENZHEN TELLUS HOLDING CO LTD-B	1,000	11.35	11,350.00	
CHINA RESOURCES ENTERPRISES	4,000	24.00	96,000.00	
SUN ART RETAIL GROUP LTD	8,000	6.75	54,000.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO-B	4,000	22.30	89,200.00	
CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDGS	12,000	3.10	37,200.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS	22,000	2.86	62,920.00	
CHINA MENGNIU DAIRY COMPANY LIMITED	4,000	28.70	114,800.00	
SHANDONG ZHONGLU OCEANIC FIS	4,800	5.25	25,200.00	
SHENZHEN SHENBAO INDUS CO-B	1,200	7.30	8,760.00	
TINGYI (CAYMAN ISLN) HLDG CO	6,000	12.10	72,600.00	
TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	2,000	38.70	77,400.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LIMITED	17,000	6.40	108,800.00	
YANTAI CHANGYU PIONEER-B	7,770	24.27	188,577.90	
HENGAN INTERNATIONAL GROUP CO LTD	2,500	76.05	190,125.00	
CHINA NATIONAL ACCORD MEDICINES CORP	1,900	35.60	67,640.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	8,000	5.13	41,040.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	2,500	16.98	42,450.00	
SINOPHARM MEDICINE HOLDING CO-H	3,600	29.25	105,300.00	
CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LIMITED	4,000	8.75	35,000.00	
CHINA PHARMACEUTICAL GROUP LTD	10,000	6.92	69,200.00	
LUYE PHARMA GROUP	2,500	6.82	17,050.00	
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL CO LTD-H	1,500	22.50	33,750.00	
SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	14,000	4.41	61,740.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	8,000	8.72	69,760.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA	68,000	3.08	209,440.00	
BANK OF CHINA LTD	237,000	3.55	841,350.00	
BANK OF COMMUNICATIONS LTD-H	26,670	5.64	150,418.80	
CHINA CITIC BANK	24,000	4.72	113,280.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	254,000	5.37	1,363,980.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	12,000	3.50	42,000.00	
CHINA MERCHANTS BANK- H	13,504	18.24	246,312.96	
CHINA MINSHENG BANKING-H	16,700	7.52	125,584.00	
CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK CO LTD-H	11,000	4.54	49,940.00	
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA	224,000	4.52	1,012,480.00	
CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT-H	26,000	3.02	78,520.00	
CHINA EVERBRIGHT LIMITED	2,000	16.32	32,640.00	
CHINA GALAXY SECURITIES CO	11,000	5.45	59,950.00	
CITIC SECURITIES CO LTD-H	4,000	16.36	65,440.00	
FAR EAST HORIZON LTD	6,000	6.28	37,680.00	

GF SECURITIES CO LTD-H	3,200	13.52	43,264.00	
HAITONG SECURITIES CO LTD-H	5,600	11.42	63,952.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO.	23,000	27.05	622,150.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	7,600	28.05	213,180.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HLDS COMPANY LTD	4,600	22.15	101,890.00	
NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED	2,100	30.45	63,945.00	
PEOPLE'S INSURANCE COMPANY OF CHINA LTD	22,000	3.68	80,960.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY - H	10,000	15.34	153,400.00	
PING AN INSURANCE (GROUP) CO OF CHINA LT	15,500	37.60	582,800.00	
CHINA MERCHANTS PROPERTY DEVELOPMENT CO	19,250	22.80	438,900.00	
CHINA OVERSEAS LAND&INVEST	12,720	23.15	294,468.00	
CHINA RESOURCES LAND LTD	6,000	19.42	116,520.00	
CHINA VANKE CO LTD -H	3,700	17.10	63,270.00	
COUNTRY GARDEN HOLDINGS COMPANY	20,308	2.81	57,065.48	
DALIAN WANDA COMMERCIAL PROPERTIES COM-H	1,000	48.60	48,600.00	
EVERGRANDE REAL ESTATE GROUP	17,000	4.94	83,980.00	
FRANSHION PROPERTIES	16,000	1.94	31,040.00	
GUANGSHOU R&F PROPERTIES - H	4,800	7.19	34,512.00	
LONGFOR PROPERTIES	6,000	9.48	56,880.00	
NEW WORLD CHINA LAND LTD	6,000	4.23	25,380.00	
SHENZHEN PROPERTIES AND RESOURCES DEV-B	2,500	6.58	16,450.00	
SHENZHEN SPECIAL ECON ZONE-B	4,200	5.81	24,402.00	
SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LIMITED	5,500	11.14	61,270.00	
SHUI ON LAND LIMITED	13,350	1.70	22,695.00	
SINO-OCEAN LAND HOLDINGS LTD.	12,500	4.09	51,125.00	
SOHO CHINA LTD	7,500	3.46	25,950.00	
SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	5,000	4.21	21,050.00	
YUEXIU PROPERTY COMPANY LTD	28,000	1.24	34,720.00	
KINGSOFT CORPORATION LTD.	2,000	16.26	32,520.00	
TENCENT HOLDINGS LIMITED	15,600	130.70	2,038,920.00	
AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	2,500	44.30	110,750.00	
BOE TECHNOLOGY GROUP CO LT-B	40,700	2.47	100,529.00	
DONGXU OPTOELECTRONIC TECHNOLOGY CO-B	8,600	4.50	38,700.00	
LENOVO GROUP LTD	24,000	6.73	161,520.00	
NANJING POSTEL TELECOMMUNICA	3,500	7.69	26,915.00	
SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	88,000	0.68	59,840.00	
SHENZHEN HUAFA ELECTRONICS-B	3,600	6.58	23,688.00	
SHENZHEN SEG CO LTD-B	8,447	5.42	45,782.74	
ZTE CORPORATION	3,408	16.28	55,482.24	
CHINA COMMUNICATIONS SERVI-H	12,000	2.93	35,160.00	
CHINA MOBILE LTD	18,500	91.80	1,698,300.00	
CHINA TELECOM CORP LTD	40,000	4.10	164,000.00	

	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	20,000	10.34	206,800.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LIMITED	16,000	5.60	89,600.00	
	CGN POWER CO LTD-H	23,000	3.14	72,220.00	
	CHINA GAS HOLDINGS LIMITED	4,000	11.48	45,920.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP	11,000	8.37	92,070.00	
	CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	10,000	5.08	50,800.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LTD	2,000	20.55	41,100.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDINGS CO LTD	6,000	18.90	113,400.00	
	DATANG INTL POWER GENERATION COMPANY LTD	10,000	3.12	31,200.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	2,000	40.80	81,600.00	
	GUANGDONG ELECTRIC POWER-B	26,920	4.96	133,523.20	
	GUANGDONG INVESTMENT	10,000	10.48	104,800.00	
	HUADIAN POWER INTL CORP-H	6,000	6.56	39,360.00	
	HUANENG POWER INTL INC-H	10,000	8.93	89,300.00	
	HUANENG RENEWABLES CORP-H	10,000	2.85	28,500.00	
	SHENZHEN NANSHAN POWER CO-B	9,100	5.05	45,955.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	37,000	1.38	51,060.00	
	HANERGY THIN FILM POWER GROUP LIMITED	36,000	2.84	102,240.00	
香港ドル 小計		2,778,840		22,310,643.80 (348,938,469)	
合　計		3,195,910		398,605,804 (398,605,804)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式　43銘柄	12.0%	12.5%
香港ドル	株式　182銘柄	84.6%	87.5%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年 9月30日現在

Ⅰ　資産総額	388,708,857円
Ⅱ　負債総額	465,530円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	388,243,327円
Ⅳ　発行済口数	151,404,782口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5643円
（1万口当たり純資産額）	（25,643円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換
該当事項はありません。

ロ　受益者名簿
作成しません。

ハ　受益者に対する特典
ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	平成27年 9月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減
該当ありません。

ハ　会社の機構
委託会社の取締役は７名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。
委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。
取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。
また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

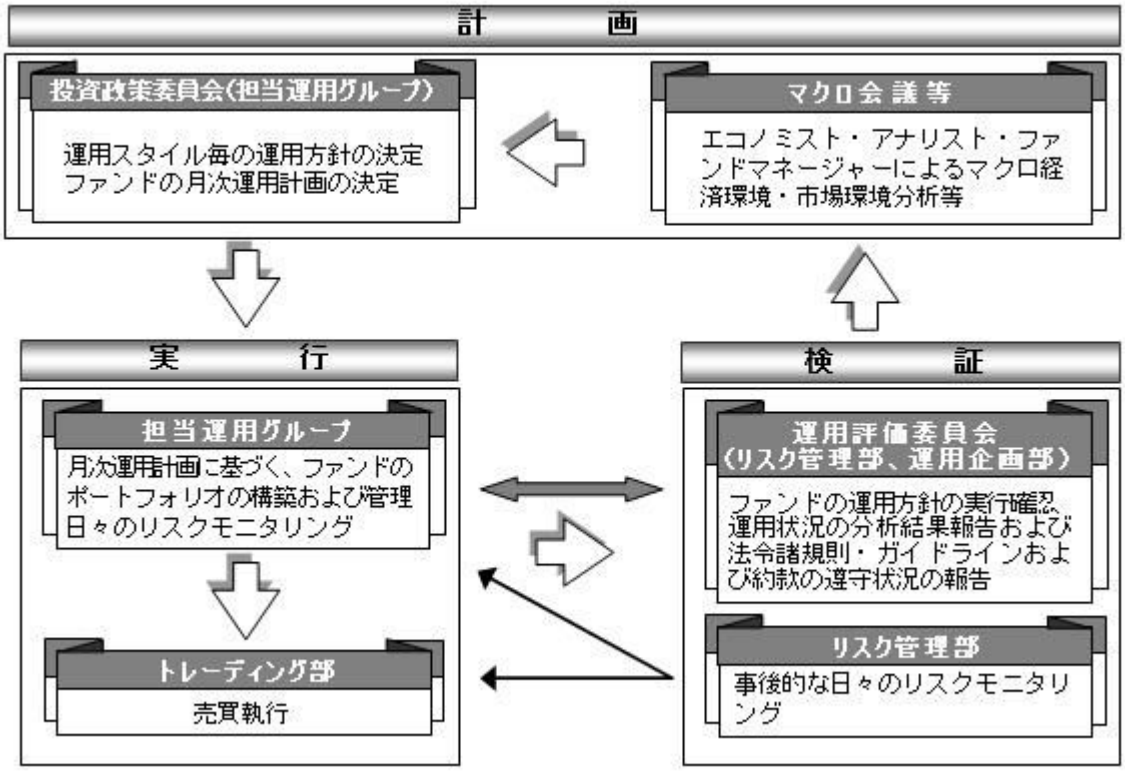

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成27年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成27年 9月30日現在）

		本　数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	50 (　14)	167,895 (　54,576)
	追加型	454 (　185)	4,941,908 (　2,762,129)
	計	504 (　199)	5,109,803 (　2,816,704)
公社債投資信託	単位型	39 (　39)	167,129 (　167,129)
	追加型	4 (　1)	253,019 (　176,655)
	計	43 (　40)	420,148 (　343,784)
合　計		547 (　239)	5,529,951 (　3,160,489)

※（　）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2　当社は、当事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※２	20,615,467	25,021,336
有価証券		4,999,802	-
前払費用		257,741	291,119
未収入金		4,026	41,860
未収委託者報酬		4,128,531	4,897,032
未収運用受託報酬		934,710	1,000,744
未収投資助言報酬	※２	453,941	455,390

未収収益		11,700	13,030
繰延税金資産		548,658	475,859
その他の流動資産		4,577	52,473
流動資産合計		31,959,157	32,248,847
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		124,723	120,234
器具備品		204,970	230,712
有形固定資産合計		329,694	350,947
無形固定資産			
ソフトウェア		517,480	497,668
ソフトウェア仮勘定		4,595	77,155
電話加入権		103	91
商標権		468	222
無形固定資産合計		522,646	575,137
投資その他の資産			
投資有価証券		6,843,224	7,151,933
関係会社株式		353,036	509,146
長期差入保証金		541,904	600,480
長期前払費用		41,193	36,031
会員権		9,480	17,299
繰延税金資産		463,476	665,425
投資その他の資産合計		8,252,316	8,980,317
固定資産合計		9,104,657	9,906,402
資産合計		41,063,815	42,155,249

（単位：千円）

		前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
負債の部			
流動負債			
預り金		61,327	82,723
未払金			
未払収益分配金		671	711
未払償還金		143,230	143,201
未払手数料	※２	2,138,441	2,338,432
その他未払金		203,170	1,075,587
未払費用		1,615,419	2,095,111
未払消費税等		215,390	478,421
未払法人税等		1,623,022	454,520
賞与引当金		926,263	906,623
その他の流動負債		8	808
流動負債合計		6,926,944	7,576,142
固定負債			
退職給付引当金		1,802,340	2,633,080
固定負債合計		1,802,340	2,633,080
負債合計		8,729,285	10,209,222
純資産の部			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000

資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,227,103	18,861,359
利益剰余金合計	21,048,308	20,682,564
株主資本計	31,677,292	31,311,548
評価・換算差額等		
その他有価証券		
評価差額金	657,238	634,478
評価・換算差額等合計	657,238	634,478
純資産合計	32,334,530	31,946,027
負債・純資産合計	41,063,815	42,155,249

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	30,300,842	30,094,858
運用受託報酬	3,773,696	3,862,895
投資助言報酬	2,117,669	2,106,161
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	26,625	27,345
サービス支援手数料	24,883	18,274
その他	56,406	52,255
営業収益計	36,305,122	36,166,790
営業費用		
支払手数料	15,695,322	15,123,724
広告宣伝費	276,591	407,991
公告費	5,637	4,737
調査費		
調査費	1,028,700	1,319,743
委託調査費	3,053,376	3,550,675
営業雑経費		
通信費	38,776	38,911
印刷費	262,934	294,002
協会費	14,337	26,955
諸会費	32,186	18,577
情報機器関連費	2,277,699	2,403,857
販売促進費	40,388	28,281

その他		117,451	144,250
営業費用合計		22,843,403	23,361,707
一般管理費			
給料			
役員報酬		140,440	190,241
給料・手当		4,900,885	5,186,853
賞与		786,372	569,685
賞与引当金繰入額		926,263	906,623
交際費		24,915	22,609
寄付金		82	-
事務委託費		303,945	366,661
旅費交通費		196,933	226,254
租税公課		100,575	108,953
不動産賃借料		546,821	552,589
退職給付費用		330,002	387,799
固定資産減価償却費		227,090	287,833
諸経費		258,736	283,156
一般管理費合計		8,743,067	9,089,262
営業利益		4,718,652	3,715,820
営業外収益			
受取配当金		50,559	26,821
有価証券利息		2,660	1,187
受取利息	※1	5,190	6,113
時効成立分配金・償還金		5,958	12
原稿・講演料		2,456	1,899
還付加算金		182	-
雑収入		3,692	7,324
営業外収益合計		70,701	43,357
営業外費用			
為替差損		29,406	14,361
雑損失		38	-
営業外費用合計		29,444	14,361
経常利益		4,759,909	3,744,816
特別利益			
投資有価証券償還益		8,250	4,181
投資有価証券売却益		310,894	893,251
負ののれん発生益		186,047	-
企業結合に係る特定勘定取崩益		2,870	-
特別利益合計		508,062	897,432
特別損失			
固定資産除却損	※2	6,717	1,076
投資有価証券償還損		2,337	-
投資有価証券評価損		1,280	-
投資有価証券売却損		454	1,091
合併関連費用		17,767	-
事務所移転費用		1,313	-
その他の特別損失	※3	-	973,862
特別損失合計		29,870	976,030
税引前当期純利益		5,238,102	3,666,218
法人税、住民税及び事業税		2,147,762	1,574,213
法人税等調整額		△ 282,886	166,505
法人税等合計		1,864,875	1,740,718
当期純利益		3,373,226	1,925,499

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位　：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	16,718,237	18,539,441	29,168,425
当期変動額									
剰余金の配当							△ 864,360	△ 864,360	△ 864,360
当期純利益							3,373,226	3,373,226	3,373,226
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	2,508,866	2,508,866	2,508,866
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	529,488	529,488	29,697,914
当期変動額			
剰余金の配当			△ 864,360
当期純利益			3,373,226
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	127,749	127,749	127,749
当期変動額合計	127,749	127,749	2,636,616
当期末残高	657,238	657,238	32,334,530

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位　：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292
会計方針の変更による累積的影響額							△ 439,043	△ 439,043	△ 439,043
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,788,060	20,609,264	31,238,248
当期変動額									
剰余金の配当							△ 1,852,200	△ 1,852,200	△ 1,852,200
当期純利益							1,925,499	1,925,499	1,925,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	73,299	73,299	73,299

当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	657,238	657,238	32,334,530
会計方針の変更による累積的影響額			△ 439,043
会計方針の変更を反映した当期首残高	657,238	657,238	31,895,486
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,852,200
当期純利益			1,925,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 22,759	△ 22,759	△ 22,759
当期変動額合計	△ 22,759	△ 22,759	50,540
当期末残高	634,478	634,478	31,946,027

[注記事項]

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券

償却原価法

(2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

器具備品　３～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が682,168千円、繰延税金資産が243,124千円増加し、繰越利益剰余金が439,043千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28,067千円減少しております。

なお、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(貸借対照表関係)

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
建物	241,339千円	258,412千円
器具備品	704,790千円	783,602千円

※２　関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
現金及び預金	14,959,545千円	18,853,119千円
未収投資助言報酬	290,426千円	286,990千円
未払手数料	360,659千円	392,772千円

３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

４　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、前事業年度は平成27年6月まで、当事業年度は平成35年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年３月31日)	当事業年度 (平成27年３月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	27,470千円	355,376千円

(損益計算書関係)

※１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
受取利息	2,104千円	2,463千円

※２　固定資産除却損

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
器具備品	864千円	1,076千円
ソフトウェア	5,853千円	－千円
計	6,717千円	1,076千円

※３　その他の特別損失

その他の特別損失は、中国において同国国家税務総局が平成26年11月17日付で公布した財税[2014]79号通達に基づき、当社が委託者として運用する証券投資信託に関し、適格国外機関投資家として課される平成21年11月17日から平成26年11月16日までに行われた中国A株投資のキャピタル・ゲインに対して遡及的に徴される源泉所得税等について納付すべきと見込まれる金額を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年６月24日定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年３月31日	平成25年６月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成26年６月26日開催の第29回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,852,200	105,000	平成26年３月31日	平成26年６月27日

当事業年度(自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	1,852,200	105,000	平成26年３月31日	平成26年６月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成27年６月30日開催の第30回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	952,560	54,000	平成27年３月31日	平成27年７月１日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（平成26年３月31日）	当事業年度（平成27年３月31日）
1年以内	525,188	572,402
1年超	751,482	1,340,637
合計	1,276,671	1,913,040

(金融商品関係)

１.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の海外子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

前事業年度（平成26年３月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,615,467	20,615,467	―
(2)未収委託者報酬	4,128,531	4,128,531	―
(3)未収運用受託報酬	934,710	934,710	―
(4)未収投資助言報酬	453,941	453,941	―
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4,999,802	4,999,500	△302
②その他有価証券	6,811,166	6,811,166	―
(6)長期差入保証金	541,904	541,904	―
資産計	38,485,524	38,485,221	△302
(1)未払金			
①未払手数料	2,138,441	2,138,441	―
負債計	2,138,441	2,138,441	―

当事業年度（平成27年３月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,021,336	25,021,336	―
(2)未収委託者報酬	4,897,032	4,897,032	―
(3)未収運用受託報酬	1,000,744	1,000,744	―
(4)未収投資助言報酬	455,390	455,390	―
(5)有価証券び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	―	―	―
②その他有価証券	7,131,075	7,131,075	―

(6)長期差入保証金	600,480	600,480	―
資産計	39,106,059	39,106,059	―
(1)未払金 ①未払手数料	2,338,432	2,338,432	―
負債計	2,338,432	2,338,432	―

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
その他有価証券 非上場株式 投資証券	 298 31,760	 298 20,560
合計	32,058	20,858
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	 353,036	 509,146
合計	353,036	509,146

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年３月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,615,467	―	―	―
未収委託者報酬	4,128,531	―	―	―
未収運用受託報酬	934,710	―	―	―
未収投資助言報酬	453,941	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	5,000,000	―	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	―	―	―	―
長期差入保証金	23,475	518,429	―	―
合計	31,156,125	518,429	―	―

当事業年度（平成27年３月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,021,336	―	―	―
未収委託者報酬	4,897,032	―	―	―
未収運用受託報酬	1,000,744	―	―	―
未収投資助言報酬	455,390	―	―	―
長期差入保証金	4,148	596,332	―	―
合計	31,378,651	596,332	―	―

(有価証券関係)

１.満期保有目的の債券

前事業年度(平成26年３月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの ―	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの 国債	4,999,802	4,999,500	△302
小計	4,999,802	4,999,500	△302
合計	4,999,802	4,999,500	△302

当事業年度（平成27年３月31日）

該当事項はありません。

２.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式353,036千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式509,146千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３.その他有価証券

前事業年度(平成26年３月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,390,685	5,387,490	1,003,195
小計	6,390,685	5,387,490	1,003,195
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	420,480	424,165	△3,684
小計	420,480	424,165	△3,684

合計	6,811,166	5,811,655	999,510

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　32,058千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,280千円です。

当事業年度（平成27年３月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,826,531	4,894,554	931,977
小計	5,826,531	4,894,554	931,977
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,304,543	1,312,300	△7,756
小計	1,304,543	1,312,300	△7,756
合計	7,131,075	6,206,854	924,220

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　20,858千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

４.当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
2,097,321	310,894	454

当事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,892,685	893,251	1,091

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
退職給付債務の期首残高	1,605,470	1,802,340
会計方針の変更による累積的影響額	―	682,168
会計方針の変更を反映した期首残高	1,605,470	2,484,508
勤務費用	184,549	217,881
利息費用	25,192	18,161
数理計算上の差異の発生額	△21,670	△276
退職給付の支払額	△93,535	△87,196
過去勤務費用の発生額	27,157	―
その他	75,176	―
退職給付債務の期末残高	1,802,340	2,633,080

（注）その他は、トヨタアセットマネジメント株式会社との合併により引き継いだ退職給付債務額になります。

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	1,802,340	2,633,080
未認識数理計算上の差異	―	―
未認識過去勤務費用	―	―
退職給付引当金	1,802,340	2,633,080

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 （自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日）	当事業年度 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）
勤務費用	184,549	217,881
利息費用	25,192	18,161
数理計算上の差異の費用処理額	△21,670	△276
過去勤務費用の費用処理額	27,157	―
その他	114,773	152,031
確定給付制度に係る退職給付費用	330,002	387,799

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 平成25年４月 １日 至 平成26年３月 31日）	当事業年度 （自 平成26年４月 １日 至 平成27年３月 31日）
割引率	1.5%	0.731%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度43,539千円、当事業年度105,357千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
流動の部		
繰延税金資産		
未払金	―	321,602
賞与引当金	330,120	299,729
調査費	62,002	77,863
未払事業税	123,029	49,504
その他	33,507	48,762
繰延税金資産小計	548,658	797,462
評価性引当額	―	△321,602
繰延税金資産合計	548,658	475,859

固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	642,354	849,431
特定外国子会社留保金額	226,680	211,024
ソフトウェア償却	105,651	62,560
投資有価証券評価損	50,143	43,051
その他	6,970	6,291
繰延税金資産小計	1,031,799	1,172,360
評価性引当額	△233,276	△217,192
繰延税金資産合計	798,523	955,168
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	334,588	289,742
その他	457	―
繰延税金負債合計	335,046	289,742
繰延税金資産の純額	1,012,135	1,141,285

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
法定実効税率	38.0%	35.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	△0.5	9.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	―	△0.5
住民税均等割等	0.1	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	3.7
所得税額控除による税額控除	―	△1.3
負ののれん発生益	△1.3	―
企業結合に係る特定勘定取崩	△1.5	―
その他	△0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6	47.5

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が106,175千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が136,532千円、その他有価証券評価差額金が30,357千円それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、

事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,300,842	3,773,696	2,117,669	112,914	36,305,122

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)

１.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	3,299,099	未払手数料	257,411
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	270,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接27.5	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,127,963	未収投資助言報酬	290,426

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２.子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	3,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有) % 直接50	投信の販売委託 役員の兼任	出資の引受	118,725	－	－

（注）１．UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。

３.その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,037,816	未払手数料	403,591

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

当事業年度(自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)

１.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,527,962	未払手数料	289,954
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	270,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接27.5	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,072,459	未収投資助言報酬	286,990

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２.子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソーラーエナジー投資合同会社	東京都港区	20,000	投資運用業	(所有) % 直接100	投資事業有限責任組合の運営及び管理	出資の引受	20,000	－	－
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	6,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有) % 直接50	投信の販売委託 役員の兼任	増資の引受	136,110	－	－

（注）１．ソーラーエナジー投資合同会社の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。
２．UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の増資の引受については、当社とUOBアセットマネジメント社がそれぞれ1,500,000(シンガポールドル）出資しました。

３.その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,705,879	未払手数料	697,658

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
１株当たり純資産額	1,833,023.27円	1,810,999.27円
１株当たり当期純利益金額	191,226.00円	109,155.30円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の期首の１株当たり純資産額が、24,889円09銭減少し、１株当たり当期純利益金額は、1,591円10銭減少しております。
３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		

当期純利益（千円）	3,373,226	1,925,499
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	3,373,226	1,925,499
期中平均株式数（株）	17,640	17,640

(重要な後発事象)

１.日興グローバルラップ株式会社の株式の取得（子会社化）について

当社は、平成26年12月26日開催の取締役会において、当社が日興グローバルラップ株式会社（以下「NGW」）の発行済株式の全部を取得し子会社化することを決議し、平成26年12月26日付にて株式譲渡契約を締結し、平成27年4月1日付にて発行済株式を取得いたしました。

(1)株式取得の目的

NGWは、国内外資産の効率的な配分と、海外運用会社の評価・選定に特化した大変特徴ある運用会社であり、既に「日興・新経済成長国エクイティ・ファンド（EG5）」や「日興ワールド　CBファンド」等の商品で当社と協働しております。本件子会社化は、外部委託運用機能の強化、アセットアロケーション機能の強化及びファンドラップビジネスへの参画の3つの分野において当社事業に対するプラスをもたらすと考えております。今後、当社はNGWと双方のリソースを活用した相乗効果の醸成を進め、更なるビジネスの拡大を目指していく考えです。

(2)取得する会社の概要（平成26年3月末現在）

名称	日興グローバルラップ株式会社
事業の内容	投資運用業等
資本金	1,499,000千円
純資産	7,620,283千円
総資産	8,134,920千円
営業利益	501,574千円
当期純利益	303,382千円

(3)株式取得日

平成27年4月1日

(4)取得する株式の数、取得価額及び取得後の持株比率

取得株式数	59,960株
取得価額	9,877,717千円
取得後の持株比率	100%

(5)支払資金の調達方法

自己資金によります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項
該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ　受託会社

（イ）名称　三井住友信託銀行株式会社
（ロ）資本金の額　342,037百万円（平成27年３月末現在）
（ハ）事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・　名称　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・　資本金の額　51,000百万円（平成27年３月末現在）
・　事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ　販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
池田泉州ＴＴ証券株式会社	1,250百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
髙木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
日の出証券株式会社	4,650百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

ワイエム証券株式会社	1,270百万円	

※資本金の額は、平成27年３月末現在。

２【関係業務の概要】

イ　受託会社
信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ　販売会社
委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。

第３【その他】

１．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。

２．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用する場合があります。

３．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

４．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

５．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。

６．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。

７．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

８．当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドを、一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。

９．当ファンドと実質的な投資対象資産が同じで、決算頻度が異なるファンドの情報を合わせて説明する部分がある場合があります。

10．当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成27年６月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　敏　夫　印
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　ヶ　谷　正　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年４月１日付にて日興グローバルラップ株式会社の発行済株式の全部を取得している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月13日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　小 澤　陽 一　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているチャイナ・フロンティアオープンの平成26年9月2日から平成27年8月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チャイナ・フロンティアオープンの平成27年8月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。